

# 【新型コロナ対策】雇用調整助成金に関するご案内

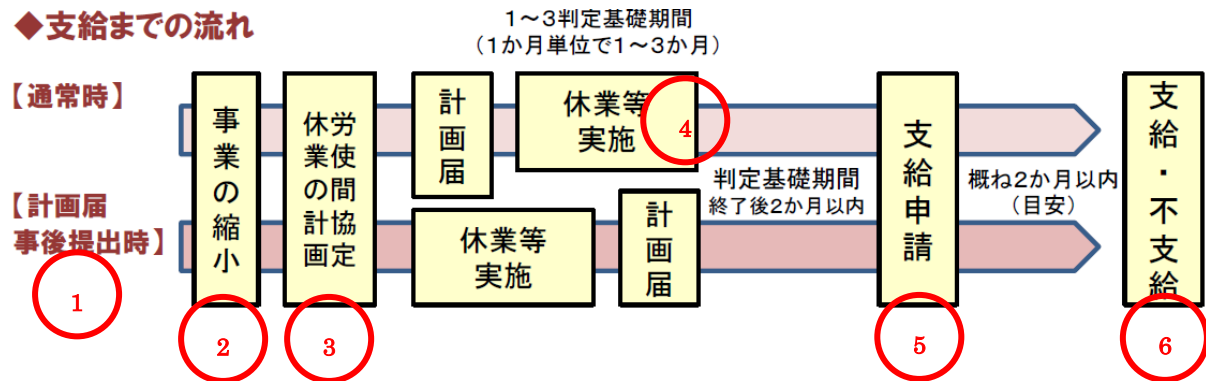
## 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症による特例措置）の概要

（下記は厚生労働省リーフレットより抜粋）

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して支給される助成金です。

今般、新型コロナウイルス感染症対策として、対象事業主の範囲拡大が公表されました。

### ◆支給までの流れ



- ①令和2年1月24日以降の計画届は、令和2年5月31日まで事後提出が可能となっています。事前提出の場合、計画届は、実際に休業を行う判定基礎期間（賃金締め切り期間）ごとに提出が必要で、初回の計画届は休業開始の2週間前、2回目以降は前日までに提出します（最大で3回分の手続きを同時に行うことができます）。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、初回の計画届の提出月の前月と対前年同月比で、売上高が10%以上減少していることが必要です。
- ③労使間の協定により（1）休業の実施予定時期・日数、（2）休業の時間数、（3）対象となる労働者の範囲及び人数、（4）休業手当額の算定基準を定めます。
- ④新型コロナウイルス感染症による特例措置は、令和2年1月24日から令和2年7月23日までに休業の初日がある場合に適用されます。従業員に対しては、平均賃金の6割以上の休業手当の支払いが必要となります。
- ⑤判定基礎期間（賃金締め切り期間）ごとに2か月以内に支給申請を行います。
- ⑥支給決定の場合、下記の助成金が支給されます。

助成内容と受給できる金額	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

その他、各種助成金の申請代行を承っております。お問い合わせは、TEL022-778-3456 またはお問い合わせフォーム (<https://mizuma-sr.com/contact/>) からお願いいたします。



水間HR社会保険労務士事務所